7　当分の間、租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項に規定する中小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三並びに第四十八条の十一の二、第四十八条の十一の十三、第四十八条の十一の十八、第四十八条の十一の二十二第一項及び第四十八条の十一の二十五の規定の適用については、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第六号ロ若しくは第七号又は同法第四十二条の十四第一項」と、「又は第六十三条第一項」とあるのは「若しくは第六十三条第一項」と、第四十八条の十一の二中「第八条の十三」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十三」と、第四十八条の十一の十三中「第八条の十六の六」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十六の六」と、第四十八条の十一の十八中「第八条の十九の三」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十九の三」と、第四十八条の十一の二十二第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の二十五中「第八条の二十三」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三」とする。

附則第十八条の八の改正規定の次に次のように加える。

附則第二十八条第五号中「。次条において「震災特例法」という。」を削る。

附則第三条第一項中「第四項」を「第四十一項」に改め、同条第二項中「第四項及び第七項」を「第十一項及び第十四項」に改め、同条第三十四項の表中「附則第三条第三十四項」を「附則第三条第四十一項」に、「同条第三十四項」を「同条第四十一項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十三項中「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第四十項とし、同条中第三十二項を第三十九項とし、同条第三十項中「附則第五条の三」を「附則第五条の二の四第五項及び第七項並びに附則第五条の三」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十九項中「及び附則第八条の二」を「並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二」に改め、同項の表第五十三条第三十項の項の次に次のように加える。

附則第八条第三項及び第四項	及び第二十六項並びに第二百九十二条第一項第四号イ	及び第二十六項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第二百九十二条第一項第四号イ

附則第三条中第二十九項を第三十六項とし、第二十八項を第三十五項とし、同条第二十七項中「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第三十四項とし、第三十三項とし、第三十二項とし、第三十一項とし、同条第二十六項中「附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二」を「並びに附則第五十三条第三項及び第四項並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二」に改め、同項の表第五十三条第三十項の項の次に次のように加える。

附則第八条第三項及び第四項	並びに第五十三条第三項	並びに第五十三条第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）

附則第三条中第二十三項を第三十項とし、第二十二項を第二十九項とし、同条第二十一項中「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第二十項を第二十七項とし、第十九項を第二十六項とし、同条第十八項中「附則第五条の三」を「附則第五条の二の四第五項及び第七項並びに附則第五条の三」に、「第二十四項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項中「及び附則第八条の二」を「並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二」に改め、同項の表第五十三条第三十項の項の次に次のように加える。

附則第八条第三項及び第四項	並びに第五十三条第三項	並びに第五十三条第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）

附則第三条中第十七項を第二十四項とし、第十六項を第二十三項とし、第十五項を第二十二項とし、同条第十四項中「昭和三十二年法律第二十六号。」を削り、「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百三十三号）」を「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十五号）」に、「平成二十八年改正令」を「平成三十年改正令」に、「平成二十八年旧令」を「平成三十年旧令」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項を同条第二十項とし、同条第十二項の表中「附則第三条第十二項」を「附則第三条第十九項」に、「同条第十二項」を「同条第十九項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項を同条第十八項とし、同条第十項の表中「附則第三条第十項」を「附則第三条第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項を同条第十六項とし、同条第八項の表中「附則第三条第八項」を「附則第三条第十五項」に、「及び第八条の十六の四」を「及び次条」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項の表四年新法の項中「附則第三条第七項」を「附則第三条第十四項」に改め、同表新令の項中「合併等前欠損金額（読替え後の法）を「合併等前欠損金額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十四項の規定により読み替えられた法（以下この節において「読替え後の法」という。）」に、「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第七項の規定により読み替えられた法（次条及び第八条の十六の七において「読替え後の法」という。）」を「読替え後の法」に改め、同条第七項を同条第十四項とし、同条第六項中「第八項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第五項の表中「次項及び」を「第五項及び」に、「附則第三条第五項」を「附則第三条第十二項」に、「同条第五項」を「同条第十二項」に、「第八条の十四及び第八条の十五」を「以下この節」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項の表中「附則第三条第四項」を「附則第三条第十一項」に、「同条第四項」を「同条第十一項」に、「この条及び第八条の十四第一項」を「この節」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「又は第五項」を「又は第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二項の次に次の七項を加える。

3　新令第八条の六第一項に規定する予定申告法人（第五項及び第八項において「予定申告法人」という。）の施行日以後に開始する同条第一項の事業年度において、当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合における同項及び同条第六項の規定の適用については、同条第一項中「これらの法人税割額のうちに同条第四十三項の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、これらの」とあるのは「これらの」と、「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第六項において「旧法」と